①〈公契約誓約書〉

- ・受注者が業務の一部を下請させる場合や再委託する場合、公契約であることを説明します。
- ・説明を受けた事業者は、公契約であることを了解し、遵守事項を守ることを約した 「公契約誓約書」を受注者に提出します。
- ・受注者は事業者より提出された「公契約誓約書」の写しの全てを契約担当課へ提出します。
- 下請負者等が業務の一部をさらに下請負等させる場合(二次下請負者から三次下請負者へ、三次下請負者から四次下請負者へといった場合)も同様の手続を行います。
- ・この場合、業務内容や労働者の有無にかかわらず、説明を行い、「公契約誓約書」の提出を求めます。
- ・受注者は、全ての下請負者から提出された「公契約誓約書」(写しを含む)を保管します。

公契約誓約書

【公契約の名称及び契約日】

貴社から受注したこの業務が大和郡山市公契約条例の公契約に係る業務であることを承知し、以下のことを誓約します。

- 1 この業務について、次の事項を誠実に行います。
 - ① この業務に従事する当社の労働者について、
 - ・ 法定の最低賃金額以上の賃金を支払うこと。
 - ・所定の要件に該当する場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させるとともに、法令上必要な場合は、労災保険に加入すること。
 - 貴社から指示があったときは、条例に基づきその状況を報告すること。
 - ② 労働者から法定の最低賃金額以上の賃金が支払われているかどうかや社会保険に加入できるかどうかについての申出があった場合は、速やかに確認を行い、その結果を労働者に説明すること。
 - ③ 貴社から、①の内容に関して説明等を求められたり、大和郡山市が①の内容に関して当社に立入調査を行う場合は、説明や関係書類の提出などの必要な協力を行うこと。
 - ④ 上記①~③について知り得た個人情報について適切に管理すること。
- 2 この業務の一部について、他の事業者に、請負、受託又は労働者派遣をさせる場合は、 次の事項を誠実に行います。
 - ① その事業者に、大和郡山市公契約条例の公契約に係る業務であることを伝えること。
 - ② その事業者に、この誓約書の内容と同じことを守るよう誓約書を提出させ、その写しを貴社に提出すること。また、当社がその事業者から誓約書の写しの提出を受けた場合は、貴社に送付すること。
 - ② その事業者が誓約書の内容を守っていない場合は、文書で守るよう指示すること。
 - ④ その他公契約の遵守に係る受注者からの指示などに協力すること。

令和 年 月 日

殿

所在地 事業者名 代表者名

EΩ